

仕様書

環境政策局南部まち美化事務所

担当：岩本・糸井

電話：075-681-0456

1 件名

消防用設備等点検業務委託

2 履行期間

契約の日から令和8年3月13日まで

3 対象施設

南部まち美化事務所（京都市南区西九条森本50）

4 業務内容

消防法第17条の3の3に基づく点検（機器点検及び総合点検）及び報告

5 消防用設備

①自動火災報知設備

ア 受信機	1台
イ 感知器	76個
ウ 発信機	4個
エ 地区音響装置	4個

②消防器具

ア 10型粉末消火器（蓄圧式）	22本
-----------------	-----

6 資格等

点検については、消防設備士又は消防設備点検資格を有する者が行うこと。

7 実施日

受託者と協議の上、決定する。

8 機材・用具等

業務実施に必要な点検機材・用具等は、原則として受託者の負担とする。

9 提出書類等

①報告書

点検結果についての報告書（「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告」）を作成し、本市（南消防署）に報告すること。なお、報告書の様式は、消防法で定められたものとする。

②業務完了届

上記①報告後、「届出済」の押印がされた報告書とともに、業務完了届（様式不問）を本市（南部まち美化事務所）に提出すること。

10 その他

①本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

②本業務実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受託者の責任において賠償するものとする。

③受託者は、業務中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。

④本業務に係る経費については、業務完了届収受後、請求に基づき30日以内に支払う。